

小児慢性特定疾病医療費助成制度における 「指定医」の指定申請手続のお知らせ

- 平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。
- この制度では、小児慢性特定疾病の支給認定申請に必要な医療意見書を作成できる医師は、知事や市長の指定を受けた「指定医」に限られます。
なお、診療については、知事や市長の指定を受けた小児慢性特定疾病医療機関等であれば、指定医の資格が無くても行うことができます。
- 「指定医」の指定を受けるためには、申請手続が必要です。
令和4年4月1日から申請先は、主として診断を行う医療機関のある自治体1か所だけになります。
よって、相模原市に申請書を提出できる方は、主として診断を行う勤務先の医療機関の所在地が相模原市にある医師となります。

≪指定医の要件≫

- 以下の(1)(2)の要件を満たし、かつ、(3)又は(4)のいずれかの要件を満たすこと。
 - (1) 診断又は治療に5年以上(臨床研修期間を含む)従事した経験を有すること。
 - (2) 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
 - (3) 厚生労働大臣が定める学会(※1)が認定する専門医の資格を有すること。
 - (4) 都道府県等が行う研修(※2)を修了していること。
- (※1) 厚生労働大臣が定める学会は別紙をご参照ください。
- (※2) 相模原市は、WEB研修として常時実施しております。

≪指定医の職務≫

- 小児慢性特定疾病の支給認定申請に必要な医療意見書を作成すること。
- 患者データ(医療意見書の内容等)を登録管理システムに登録すること。
※登録管理システムは、現在、厚生労働省において作成段階です。

≪指定医の有効期間≫

- 「指定医」の指定は、5年ごとの更新制となります。

≪指定医の研修について≫

- 専門医の資格が無い場合、研修を受講する事で指定医になる事が可能です。
相模原市では、WEB研修を実施しております。詳細はホームページをご確認ください。

- 指定医の要件となる研修の修了証は、受講した自治体以外の自治体において指定医の申請をする場合にも有効です。

≪申請方法≫

- 以下の書類を相模原市に提出してください。(郵送でも可能)
 - ①小児慢性特定疾病指定医指定申請書(様式第1号)
 - ②経歴書(様式第2号)
 - ③医師免許証の写し(裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと)
 - ④「専門医に認定されていることを証明」又は「指定医の研修修了を証明」する書類の写し
- ※③と④の書類の写しについては、A4サイズにしてください。

指定後は、相模原市から申請者あてに指定通知を送付するとともに、市のホームページ等で指定医の主たる勤務先医療機関名、氏名等を公表させていただきます。

申請の提出窓口および問い合わせ先

相模原市 こども・若者未来局 こども家庭課 保健事業班

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-8345 (直通)